

工事書類の簡素化

～工事書類は必要最小限に！～

土木工事における受発注者の業務効率化のため、平成22年9月に「平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領」がさだめられ、発注者が求める工事関係書類を明確化しました。

要領のなかでは、受注者が提出する工事書類の削減、納品する工事完成図書の削減を図ることとしています。

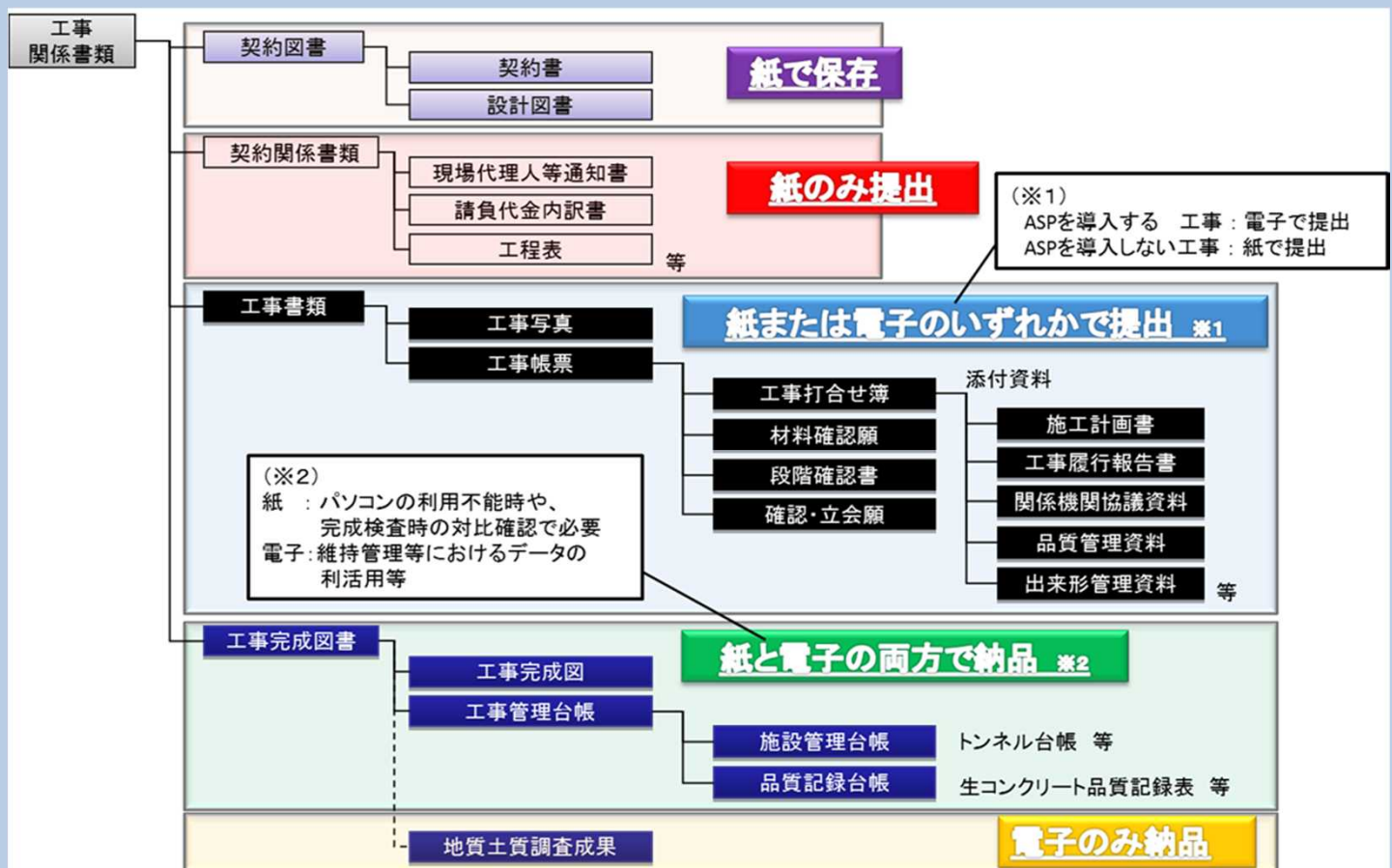
提出する工事書類の削減の一つとして「工事関係書類一覧表」に基づき各工事の業務の効率化を実施することにより、工事帳票の二重提出を防止し、工事完成時に提出する出来形管理資料・品質管理資料を削減する。

http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kansoka_index.html

納品する工事完成図書の削減の一つとして「電子納品運用等ガイドライン【土木工事編】」に基づき工事完成図書を工事完成図及び工事管理台帳に限定するものとする。

http://www.cals-ed.go.jp/cr_guideline/

発注者が求める工事関係書類の体系化と対応



工事着手時

事前協議により、作成する工事書類の明確化！

工事着手時に、電子納品等運用ガイドライン(土木工事編)に掲載されている事前協議チェックシートを活用し、以下の事項について、監督職員と受注者で事前協議して決定する。

工事施工中の情報交換・共有方法（工事写真の提出方法、工事帳票の交換共有方法）

工事写真の場合は、カメラの種類、写真の提出媒体（ネガ、写真帳、フィルムなど）、工事帳票の場合は、紙あるいは情報共有システムのどちらかを事前協議する。

電子成果品とする対象書類（道路工事完成図書等作成要領の適用工事、地質調査の実施）

電子成果品については電子媒体への格納の要否、ファイル形式、格納場所等を事前協議する。

施工中

協議に添付する書類は必要最小限かつ簡潔に！

工事施工において必要となる協議について、添付する書類は必要最小減とするよう、受発注者双方で意識して進めることが大切です。

受注者の発議による協議でも、設計図書の照査項目及び内容以外の照査や設計図書の照査を行った結果生じた計画の直し。図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施にかかる協議に伴う書類の作成は発注者の責任で行うこととなっています。

情報共有システムの活用！

直轄工事については、通信環境が整わないなど情報共有システムが使用できない場合を除き、原則、全ての工事を対象に情報共有システムを活用して、作成する工事書類の削減など業務効率化を図る。

検査時

検査官は不要な書類の提出、提示は求めない！

受注者は、不要な書類は作成しないこと！

工事着手時に事前協議により決定した工事書類以外の書類は、工事成績の評価の対象とならない。

地方整備局工事成績評定実施要領(平成27年3月 一部改正)

(成績評定の方法) 抜粋

6 評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に別紙－6「工事関係書類一覧表」により、「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

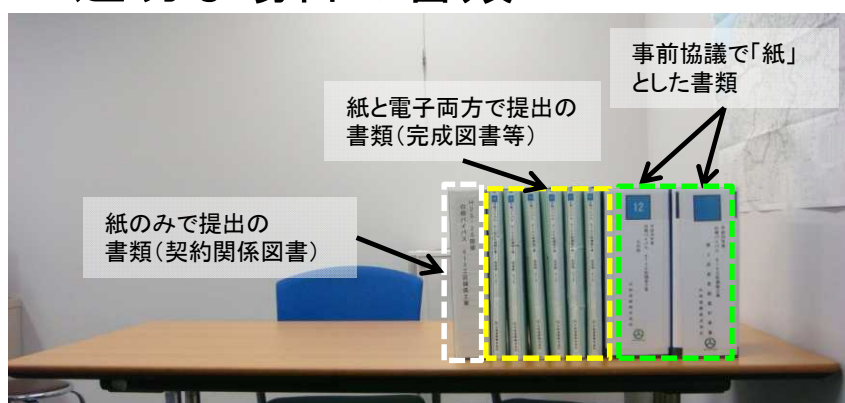
工事書類の二重提出（電子と紙）はしないこと、させないこと！

不適切な書類の事例



事前協議でほとんどの書類を「電子」としていたにもかかわらず、紙と電子の両方で工事書類を二重提出したケース

適切な場合の書類



事前協議の徹底

ルールの徹底

作成書類の減

簡素化した工事書類の一例

現在までに作成、提出や提示を不要とした工事書類について主な書類を以下に示すので、参考にして下さい。

段階確認書における添付書類(計測結果の記入様式や臨場の写真など)は、監督職員が臨場で確認できるため作成不要

段階確認書

段階確認書の添付書類

段階確認時の
新たな資料
の作成
(確認結果記入
様式等)

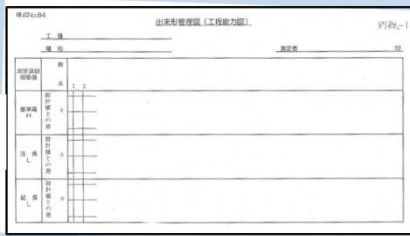


状況写真

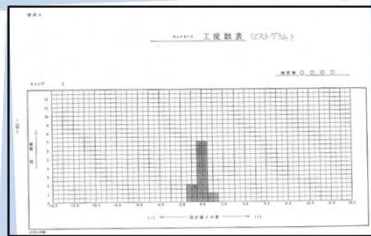
段階確認書

出来形管理(工程能力図、ヒストグラム)は出来形管理図表と内容が重複するため作成不要(品質管理(工程能力図、ヒストグラム)と品質管理図表も同様)

工程能力図



ヒストグラム



作成不要

排ガス・低騒音機械の確認書は、監督職員等が施工プロセスのチェックリストで確認できるため、検査時の確認写真は作成不要

排ガス・低騒音機械確認写真



メーカー名 ○○○○○○
形式名 ○○○○○○
指定番号 ○○○○○○

作成不要

問い合わせ先

北陸地方整備局 企画部 技術管理課
TEL025-280-8880(代)